○国土交通省告示第千百三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5525号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び固気併用式以外のもの）	ＴＫ－ＤＪ02型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○国土交通省告示第千百三十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－611号	火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）	ＮＬＦＰ－02ＢＰ　350	西川リビング株式会社	大阪府大阪市中央区本町一丁目３番15号
第Ｆ－612号	〃	ＮＬＦＰ－01ＤＱ　90150	〃	〃

○国土交通省告示第千百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二軒在家沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第七十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

福島県南会津郡只見町大字二軒在家

字井戸入山　一二七六番九〇　一号
一二七六番九二　二号
一二七六番六　三号
一三六九番一　四号
一三六九番二　五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熱塩沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県喜多方市熱塩加納町熱塩

字寺山　甲一一六七番一〇　一号
甲一一六七番二　六号
字栗山　甲四五〇番　二号
字佐須坂　甲六〇九番　三号
甲六〇五番　四号及び五号
字諏訪脇　甲六二一番　七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中ノ沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県耶麻郡猪苗代町

字土湯沢山　七〇八三番一　一号から十一号まで

○国土交通省告示第千百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大津賀沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県南巨摩郡身延町上田原

字東入

一八一一番
一八二〇番一及び一八二〇番二
一八二三番一及び一八二三番二
一八二四番一及び一八二四番二
一八二五番一及び一八二五番二
一八二六番一及び一八二六番二
一八二七番から一八二九番まで
一八三〇番一及び一八三〇番二
一八三一番一及び一八三一番二
一八三二番から一八三五番まで
一八三六番一及び一八三六番二
一八三八番から一八四〇番まで
一八四二番及び一八四三番
一八四四番一及び一八四四番二
一八四五番
一八四六番一及び一八四六番二
一八四七番一及び一八四七番二
一八四八番
一八四九番一及び一八四九番二
一八五〇番一及び一八五〇番二
一八五一番一及び一八五一番二
一八五二番
一八五四番及び一八五五番
一八五六番一及び一八五六番二
一八五六番乙
一八五七番一及び一八五七番二
一八五八番一及び一八五八番二
一八五九番から一八六三番まで
一八六四番一及び一八六四番二
一八六五番及び一八六六番
一八六七番一及び一八六七番二
一八六八番及び一八六九番
一八八三番一及び一八八三番二
一八八四番
二〇〇一番
二〇〇二番一から二〇〇二番三まで
二〇〇四番一及び二〇〇四番二
二〇一八番一及び二〇一八番二
二〇四〇番一及び二〇四〇番二
二〇八八番から二〇九三番まで
二〇九六番
二〇九八番
二一四一番二及び二一四一番三
二一四三番
二一四五番一及び二一四五番二
二一四七番から二一五一番まで
二一五二番一及び二一五二番二
二一五三番一及び二一五三番二
二一五四番
二一五七番
二一五九番一から二一五九番四まで
二一六〇番
二一六一番一及び二一六一番二
二一六二番及び二一六三番
二一六四番一及び二一六四番二
二一九二番一及び二一九二番二
二一九三番一及び二一九三番二
二一九四番一及び二一九四番二
二一九五番
二一九六番一及び二一九六番二
二二一六番一及び二二一六番二
二二一七番一及び二二一七番二
二二一八番一及び二二一八番二
字大津加
一八八四番
二〇〇一番
二〇〇二番一から二〇〇二番三まで
二〇〇四番一及び二〇〇四番二
二〇一八番一及び二〇一八番二
二〇四〇番一及び二〇四〇番二
二〇八八番から二〇九三番まで
二〇九六番
二〇九八番
二一四一番二及び二一四一番三
二一四三番
二一四五番一及び二一四五番二
二一四七番から二一五一番まで
二一五二番一及び二一五二番二
二一五三番一及び二一五三番二
二一五四番
二一五七番
二一五九番一から二一五九番四まで
二一六〇番
二一六一番一及び二一六一番二
二一六二番及び二一六三番
二一六四番一及び二一六四番二
二一九二番一及び二一九二番二
二一九三番一及び二一九三番二
二一九四番一及び二一九四番二
二一九五番
二一九六番一及び二一九六番二
二二一六番一及び二二一六番二
二二一七番一及び二二一七番二
二二一八番一及び二二一八番二
字大日向

○国土交通省告示第千百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中筋六の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域